

『活動計画書』

金沢工業団地「土地使用協定」に係る活動方針 〈令和3年度～令和6年度〉

- 1 金沢産業団地「土地使用協定」の運営は、（一社）横浜金沢産業連絡協議会の総務委員が運営委員としてこれを所掌し、必要な事項について総務委員会（土地使用協定運営委員会）において審議します。
- 2 金沢産業団地「土地使用協定運営委員会」における毎年度の活動方針を、次のとおりとします。
 - ① 金沢産業団地「土地使用協定」に基づく協議の申し出に対し、速やかに対応とともに、地域まちづくりルールとしての適切な運営を図ります。
 - ② 運用に際しては、横浜市と十分な連携等を図り、土地使用協定地区の相談・審査・調整窓口としての役割を果たします。
 - ③ 運用結果について（一社）横浜金沢産業連絡協議会に対し、定期的に報告します。